

## 「人口減少克服・地方創生」に向けて

我が国は本格的な人口減少社会に突入し、今後は加速度的に人口が減少することが見込まれる一方で、東京都の転入超過数は3年連続で増加するなど、東京一極集中はさらに加速しているのが現状である。

こうした中、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっている。

「人口減少克服・地方創生」に向けて、地方自ら、地域が直面している課題を考え、従来の施策に加え創意工夫しながら主体的・自立的に魅力ある地方づくりを進めると同時に、国においては、東京一極集中を是正するための強力な政策の推進、とりわけ地方への新しい人の流れを作り出す、あらゆる機能の地方移転を進めるべきである。

中国地方知事会は、国家的課題である「人口減少克服・地方創生」の推進のため、国と一丸となって取組を進める決意であり、国においても、地方の実情に応じた人口減少克服・地方創生の取組を推進するよう、次の事項について強く求める。

### 1 地方への分散のために

#### (1) 「地方」への移住・定住

地方居住の魅力をPRする継続的なキャンペーンやマスメディアを活用し、地方志向へと価値観を転換するような機運醸成の取組を積極的に進めること。

また、移住者の住まいや就職等に対する支援、移住相談窓口の充実など、地方が取り組む施策に対して十分な支援措置を講じること。

#### (2) 企業の地方分散

東京一極集中を是正し、全国各地で多様で活力ある地域を創出するため、国は、企業の本社機能の東京圏から地方への移転を、数値目標を設定して促進すること。

また、企業が地方に移転する上でのインセンティブがより高まるよう、企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目するなど、地方拠点強化税制の拡充や、東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度の創設などにより、税負担の軽減を拡充すること。

### (3) 国家戦略としての政府関係機関の地方分散

東京圏から地方への人の流れを大きなうねりとするため、「各省庁の政府関係機関の少なくとも2割を移転」とするなど、政府関係機関の地方移転を促進するため数値目標を設定し、自ら率先して、確実に移転を実現すること。

その際、決定過程の透明性の確保に努めるとともに、結果についての説明責任を果たすこと。

また、移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体の負担軽減を図るとともに、地方移転後の国の機関としての機能確保などの課題については、国自ら検討を行うこと。

併せて、東京一極集中是正や地方創生の観点から、政府関係機関の地方移転は今回限りの一過性のものではなく、今後も国家戦略として、政府関係機関の移転募集を継続すること。

### (4) 大学・研究施設の地方分散

大都市に集中している大学・研究施設の地方移転や、大都市での大学の新設や定員の抑制を進めること。特に、工学系や農学系など地方に研究資源が豊富に存在する分野の地方移転は、研究内容の向上や地方における産業振興にもつながることから重点的に取り組むこと。

また、地域に必要な人材の育成や、地域の多様な主体と連携し課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分見直しなど、地方の大学への支援を充実させること。

### (5) 「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想の検討

「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想については、受け入れ側となる地方において、財政負担の増加、介護施設やサービス付き高齢者向け住宅の確保、医療・介護人材の確保・育成等への懸念が示されており、また、住所地特例のさらなる拡大や介護費用の地方負担を調整する財政調整交付金の配分見直し、サービス付き高齢者向け住宅の地域の特性に応じた要件の緩和など、制度改革に向けた提案も行われていることから、これらの意見・提案を十分に踏まえ、都市部の高齢者が移住しやすい環境づくりも含め、地方の実情に十分即した形で検討し、円滑な実現を図ること。

## 2 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるために

若者がそれぞれのライフプランを描き、希望するものがその希望がかなう結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、結婚・妊娠・出産・育児・教育の切れ目ない支援、制度づくりを進めるとともに、国を挙げた結婚や家庭の良さを啓発するポジティブキャンペーンの展開などにより社会全体で応援する機運づくりを推進すること。

## 3 人が集まり・人が定着する 魅力ある地方をつくるために

### (1) 地域産業の競争力強化

地方の企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実させること。

また、中山間地域ならではの「地域資源」や「伝統・技術」、地方の特性を活かした産業など、地方の創意工夫をビジネスとして発展させるため、地方の取組を支援すること。

### (2) 観光関連産業の振興

海外に対する情報発信を強化するとともに、税関・出入国管理・検疫（C I Q）などの受入体制の整備・充実のほか、国際的に質の高い観光地の形成に向けて、「日本版DMO」の形成・支援、外国語併記の観光案内標識の設置、無料公衆無線LANの整備、緊急時の情報伝達、人材育成などの環境整備に取り組むこと。

### (3) 農林水産業の成長産業化

「地方創生」の中核となる強い農林水産業と活力ある農山漁村の実現に向け、新規就業者の確保・定着、経営感覚に優れた経営体の育成、6次産業化、輸出拡大への支援等、農林水産業の生産性の向上や高付加価値化による競争力強化を図るとともに、生産基盤の整備を計画的かつ着実に推進し、農林水産業を成長産業へと飛躍させるための対策を強力に推進すること。

### (4) 専門的な人材の地方への呼び込み

都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組については、地方創生関連予算として措置

されているところであるが、こうした取組については、一定程度の期間、継続的に取り組むことが必要であることから、引き続き必要な財源を確保すること。

#### (5) 地方の教育の魅力向上・充実

地方が取り組む、幼児・初等中等教育の質の向上、高等教育の質・量の充実、グローバル人材の育成など、特色ある教育の更なる充実・強化に向け、必要な財政支援や制度の創設などを検討すること。

また、地方でも充実した高等教育を受けられる環境を整備し、地域産業の担い手となる高度人材を育成・確保するとともに、教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方の大学への支援を充実させ、その機能強化を図ること。

#### (6) 地方の実情に応じた人口対策の推進

人口流出を防止するため、人口規模などの一律な基準で県庁所在地などの地方拠点都市に都市機能、行政機能などを集約させる施策だけではなく、小規模な都市や中山間地域、離島地域においても高齢者や若者も含めた人々が住み続けることができるよう、定住自立圏構想、小さな拠点の形成の支援などと併せ、これらの要件を満たさない地域においても、実情に応じたまちづくり事業に取り組めるような支援策を講じること。

また、分散型の都市構造から「中核市であること」との要件を満たさない場合であっても、圏域の中心となっている地方都市については「連携中枢都市圏構想」の対象となるよう、対象範囲の拡大を図ること。

### 4 人口減少克服・地方創生の取組を推進するために

地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、それに係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮すること。

また、平成26年度補正予算において1,700億円の地方創生先行型の交付金が措置されたところであるが、人口減少克服・地方創生に向けた地域の課題解決には、産官学金労言の連携など、総合的な取組を継続的に実施

する必要があることから、平成28年度以降における地方創生の取組を深化させるための新型交付金については、地方が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、適切な目標管理の下、創意工夫しながら、柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、今年度の国補正予算での検討も含め、思い切った拡大を図ること。

加えて、制度の創設に当たっては、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の隘路にも対応できる、タテ割りを排した包括的なものとした上で、平成28年度から確実に措置するとともに、新型交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

## 5 地方自らが創意工夫を発揮するために

### (1) 地方分権改革の推進

地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、「提案募集方式」において地方から提案のあった事項については、財源確保の措置も含め、政府全体として、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で取り組むこと。

また、昨年度の検討の結果、「平成27年中に検討を行う」などとされている提案については、地方分権改革有識者会議等において適切にフォローアップを行い、提案が実現するようスピード感を持って取り組むこと。

さらに、ハローワークについては、国と地方による一体的実施や特区制度の成果・課題を速やかに検証し、地方への移管を早期に実現すること。

なお、「国家戦略特区」・「地方創生特区」について、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うこと。

### (2) 地方創生を支える基盤の整備

高速道路のミッシングリンクや暫定2車線区間の解消等をはじめとした地方創生の基盤ともなる多軸型国土の形成や、港湾機能の強化や空路の充実、鉄道の高速化など人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正に取り組むこと。

平成27年11月6日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

## 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）大筋合意に伴う 国内農林水産業への対応について

去る10月5日、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉が閣僚会合で大筋合意に達した。環太平洋連携協定（ＴＰＰ）は、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で新たなルールを構築するものであり、発効すれば経済活動の自由度が高まるとして、経済界などから生産拡大や海外展開など様々な効果が期待されている。

一方で、現在の日本の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷や輸入農林水産物との競合、原油価格の影響等を背景とする生産資材の高騰など、非常に厳しい状況にある。

このたびの環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の大筋合意により、米や畜産分野をはじめとする農産物重要品目について、関税率の削減や国別輸入枠の新設など、国内農林水産業への甚大な影響が懸念され、一方で環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の活用促進により新たな市場開拓が期待されることから、次の事項について強く要請する。

- 1 大筋合意となった環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉について、農林水産業関係者の不安感はかつてないほど高まっている。環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉の具体的な合意内容はもとより、国内農林水産業への影響を早急に検証し、国民に対して丁寧に説明すること。
- 2 地方や農林水産業関係者等の声を踏まえながら、国内農林水産業に影響が生じないように、必要な対策を講じること。特に、「牛肉」や「豚肉」はもとより、「米」、「麦」、「乳製品」など経営への甚大な影響が懸念される農業分野については、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉を主導した国の責務において、畜産農家の経営体質強化、酪農生産基盤の強化、水田農家や集落営農法人等の収益力向上などの国内農業の競争力強化対策を速やかに講じるとともに、農業全般にわたる経営安定対策・セーフティネットの充実・強化を図ること。併せて、農畜産物・加工品の輸出拡大に向けた支援策の充実を図ること。

平成27年11月6日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政



## 結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向けて

我が国の少子化の進行は、個人・地域・企業・国家に至るまで、多大な影響を及ぼすものであり、社会経済の根幹を揺るがしかねない危機的状況にある。少子化への対応は、遅くなればなるほど将来への影響がより大きくなるものであり、長期的展望に立って直ちに集中的に取り組む必要がある。

こうした中、国では、今年3月に総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針となる「少子化社会対策大綱」を策定し、従来の子育て支援に結婚支援を加え、これまで以上に少子化対策の充実を図ることとしたところである。

大綱では、若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境整備や、3人以上の子どもがいる「多子世帯」への経済的負担軽減など5つの重点課題を設定し、今後5年間の集中取組期間が始まったところであるが、少子化対策・子育て支援を効果的に進める上では、国と地方は車の両輪として、それぞれの担うべき役割と責任を分担し、協力して、地域の実情に応じた政策を強力に進めていく必要がある。

については、国と地方がともに少子化に対する危機感を共有し、次世代を担う人づくりを着実に推進していくため、次の項目を強く要望する。

### 1 社会全体の機運の醸成

国を挙げた結婚や家庭の良さを啓発するポジティブキャンペーンの展開を通じ、若年層の関心を高めるとともに、若者の結婚、妊娠・出産を社会全体で応援する機運づくりを推進すること。

### 2 妊娠や出産に関する正しい知識・情報の普及啓発

若者が、若いうちから自らのライフプランを考え、将来子どもを持つことを希望する者がその希望をかなえることができるよう、国において、にんようせい妊孕性（妊娠のしやすさ）と年齢の関係をはじめ、妊娠や出産に関する正しい知識について積極的な普及啓発を行うこと。

### 3 子育て家庭等の経済的負担の軽減

子どもは国の未来を担う存在であり、社会全体で子どもを育てるとい

認識に立ち、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料・教育費や子どもの医療費等の軽減など、国の責任において、大胆な経済的支援制度を創設すること。

特に、多子世帯や若い世帯における経済的負担の軽減を図るため、保育所・幼稚園等の保育料について、第3子以降の完全無料化等、思い切った対策を講じること。

また、子育て支援に係る医療費助成等の地方単独事業に伴う国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については速やかに廃止すること。

#### 4 地方の実情に応じた補助制度の充実

地方が、地域の実情に応じた少子化対策を確実に進められるよう地域少子化対策強化交付金を当初予算で計上して恒久化するとともに、より地方の創意工夫が生かせるよう、運用の弾力化を図り、自由度の高い交付金とすること。

#### 5 不妊治療への支援の拡充

子どもを持つことを希望する者が安心して不妊治療を受けることができるよう、不妊治療に係る医療保険適用範囲の拡大や男性不妊治療を含めた国庫補助の拡充を図ること。

#### 6 子ども・子育て支援新制度による保育サービスの充実及び財源の確保

子ども・子育て支援新制度において、認定こども園の増加や幼稚園の新制度移行も含め、サービスの量的拡充と質の改善が同時に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、保育士の処遇改善などにより保育士等の継続的、安定的な確保につながる適切な措置を講じること。

#### 7 社会的養護の充実

社会的養護の養育と支援の向上を図るため、施設の小規模化や職員配置の充実、処遇改善、自立支援策の拡充に向けて、必要な財源を確保すること。

特に、自立援助ホームにおいて、きめ細かな就労支援や生活支援を行うため、実態に即した職員配置及び措置費の拡充を図ること。

## 8 女性の活躍促進、仕事と育児の両立に向けた社会環境の整備

男女が共に子育てに関する制度を利用しやすい職場風土の醸成、ライフスタイルに応じて、在宅勤務や短時間勤務制度など、時間や場所にとらわれない多様な働き方が選択できる職場環境の整備、男性の家事・育児分担に対する意識改革、女性の就業継続や再就職の支援、保育所や放課後児童クラブの充実による待機児童対策などの取組を総合的に推進し、誰もが仕事と子育てを両立でき、安心して働き続けられる環境を整えること。

また、地方が女性の活躍の推進に向けて、地域の実情に応じた施策を展開できるよう、地域女性活躍推進交付金の拡充など継続的な財政支援を講じること。

平成27年9月4日に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の実効性を確保するための必要な支援を講ずるとともに、税制面などのインセンティブにより、女性の活躍や男性の家事・育児参画の促進に取り組む企業の支援の充実や、三世代同居や近居等による子育てや孫育てに係る支援を充実させること。

平成27年11月6日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

## 地方税財源の充実について

平成27年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.1兆円減の16.8兆円となった一方で、地方一般財源総額は、地方税の増加等を見込むことで1.2兆円増の61.5兆円が確保された。

しかしながら、臨時財政対策債については、その発行抑制が図られたものの、依然として高い水準にあるなど地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。また、地方の歳出の大半は、法令等に義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化等の進展等に伴う社会保障経費の増嵩分については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

こうした中、今年6月に閣議決定された「骨太方針」においては、国と地方を合わせた基礎的財政収支の2020年度（平成32年度）黒字化の実現に向けて、地方行財政改革が歳出改革の重点分野とされ、別枠加算や歳出特別枠といった歳入・歳出面の特別措置について、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替を進めていくこととされている。こうした国の目標を理由に地方交付税総額を圧縮することは、地方創生という新たな政策課題に取り組もうとしている地方の財源保障機能を弱めるものであり、地方創生の流れを阻害する。

社会保障と税の一体改革については、概ね予定されていた制度改正等はなされたところであるが、消費税率の10%への引上げが延期される中で、社会保障関係費に対する財源確保が懸念される。

こうした状況の下で、地方においては、厳しい経済環境のもと、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育ての充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいく必要がある。

については、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

### 1 地方財政の充実強化

- (1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、

その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要であることから、社会保障関係経費の増をはじめとした地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方一般財源総額を確保すること。

なお、「骨太方針」において、先進的な自治体が達成した経費水準の内容を基準財政需要額の算定に反映することなどにより、地方の歳出効率化を推進するとされているが、過疎地域・離島等の条件不利地域を抱える自治体では構造的に行政コストが高く、一律のコスト比較にはなじまないことに十分留意すること。

- (2) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。平成27年度地方財政計画では地方交付税の法定率の見直しを一步進められたが、抜本的な見直しには至っていないことから、引き続き、法定率の引き上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとして臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

- (3) 近年の地方財政計画における地方の歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少しており、人口減少、少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や少子化対策への対応、地域経済活性化・雇用対策に係る歳出は、地方の給与関係費や投資的経費の削減などで吸収し、また、歳出特別枠で実質的に確保してきたと言える。そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきであることから、地方財政計画の策定にあたっては、歳出特別枠を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すること。

また、地方交付税の別枠加算は、地方の巨額の財源不足に対して、法定率の引上げで対応できないため設けられたものであり、その財源不足は未だ解消に至っていないことから、法定率の引上げなどによる必要な一般財源の確保が実現できるまでの間は、措置を継続すること。

- (4) 地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成27年度地方財政計画で新設された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、それに係る

地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮すること。

また、平成26年度補正予算において1,700億円の地方創生先行型の交付金が措置されたところであるが、人口減少克服・地方創生に向けた地域の課題解決には、産官学金労言の連携など、総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、平成28年度以降における地方創生の取組を深化させるための新型交付金については、地方が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、適切な目標管理の下、創意工夫しながら、柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、今年度の国補正予算での検討も含め、思い切った拡大を図ること。

加えて、制度の創設にあたっては、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の隘路にも対応できる、タテ割りを排した包括的なものとした上で、平成28年度当初予算から確実に措置するとともに、新型交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

- (5) 社会資本整備を推進する各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、予算配分基準を明確にするとともに、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。
- (6) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。
- (7) 法人課税については、平成27年度税制改正において、経済の好循環の実現を後押しするため、税率引下げを先行させることとされたが、以降数年で法人実効税率を20%台まで引き下げられる場合には、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を十分に確保し、恒久減税には恒久財源を確保すること。その際、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないよう慎重に検討すること。

- (8) 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する財源の確保については、平成27年度与党税制改正大綱において、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得るとされており、地球温暖化対策のための税の一部の地方税源化や森林・林業活性化のための交付金創設など、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に地方が果たす役割に応じた税財源を確保する仕組みを構築すること。
- (9) 消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得るとされたが、これに当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、地方団体に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を十分に確保する措置を講ずること。
- (10) 平成27年度までとされている退職手当債の発行に係る特例措置については、平成28年度以降においても退職手当の総額が高い水準で推移する状況を踏まえ、地方の財政運営に支障が生じないように、平成28年度以降も継続すること。  
なお、発行要件など制度の設計に当たっては、地方団体の実情を十分踏まえる形で検討を進めること。
- (11) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

## 2 社会保障と税の一体改革

- (1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に合わせた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。
- (2) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、国保の財政運営の全体像を早期に明らかにするとともに、都道府県毎の財政運営の見通しを示し、安定的な運営の可否について十分に検証すること。  
また、将来にわたり持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じ、今後の

医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るとともに、事業費納付金の額の算定基準等、国保の財政運営の基本となる事項等については、政省令やガイドライン等に具体的に明記することによって、新たな制度の円滑な実施を図ること。

さらに、地方の自主的な取組を阻害している小児医療などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、速やかに廃止すること。

- (3) 消費税・地方消費税の引上げを行う際には、逆進性を踏まえた低所得者層への対策、医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担増への対策も講じること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、転嫁対策を確実に実施すること。

なお、軽減税率制度については、検討が進められているところであるが、実際に導入する際には、地方交付税の原資分も含め、代替財源を確保する方策を同時に講じること。

- (4) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、10%に引き上げる際には8%時と同様に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。

- (5) 地方法人税の交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、その配分に当たっては地方交付税が地方固有の財源であることを十分に踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性ある偏在是正措置となるようにすること。

また、消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得ることとされたところであるが、この検討に当たっては、例えば消費税と地方法人課税との税源交換等の偏在是正手法も含め、偏在性が小さく、安定的な地方税体系が構築できるよう検討すべきであり、制度の設計に当たっては国と地方が十分な協議を行いながら取り組むこと。



(6) マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、情報セキュリティの確保に万全を期すとともに、この制度の導入に伴うシステム及びネットワークの構築・改修や維持管理に要する経費については、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

平成27年11月6日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

## 地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について

我が国が、少子化と人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、「人口急減・超高齢化」への流れを変えるための改革、とりわけ東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、子育て支援の強化・充実や女性の活躍促進などの総合的な政策推進が必要である。

また、地方において、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクを回避するには、国の地方創生の動きに呼応して、企業の地方移転を推進し、雇用の場を確保するなど、地方への新しいひとの流れをつくる必要がある。

このためには、歴史や自然など豊かな観光資源等、中国地方の多様な地域資源を有効に活用した観光交流人口の拡大や安心して暮らせる地域づくりなど、地方創生を進めるためのインフラの整備と機能強化、地域間ネットワークの構築が不可欠である。

については、地方創生を力強く進める前提となる基盤整備を推進するため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

### 1 高速道路ネットワークの早期整備

国の骨格を形成する高速道路は、経済社会の発展に不可欠な、「地方創生の道」であり、現に、ここ数年の間に開通した高速道路の沿線では、企業進出の活発化や観光客数の増加などの効果が現れている。

しかしながら、日本海国土軸の一部を構成する山陰道の供用済区間は未だ4割程度に留まるなど、中国地方には依然として高速道路ネットワークのミッシングリンクが存在しており、住民の安全・安心の確保はもちろんのこと、広域的な交流・連携の促進による地域の産業競争力強化を図る上で大きなハンディキャップとなっている。

については、国において、高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消に必要な予算を十分に確保した上で、事業中区間のより一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。

また、高速道路ネットワークの機能強化のため、暫定2車線区間の早期4車線化及び必要な付加車線整備の促進を図ること。

## 2 高速道路の利用促進

円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興など、地域の活性化に資する高速道路の利用を促進するため、スマートインターチェンジ等の整備を促進するとともに、高速道路料金のさらなる改善を行うこと。

特に、鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は都市とのネットワーク化に与える影響も大きいことから、地域の実情に応じた料金施策を講じること。

なお、これらの実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、影響を受けるフェリー等の公共交通機関に対しては、十分な対策を講ずること。

## 3 地域高規格道路等の整備促進

地域高規格道路や主要な国道・地方道は、大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うことはもとより、高速道路ネットワークと一体となって地域の交流・連携の強化や広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資することから、その整備促進のため、所要の予算を確実に確保した上で、整備が遅れている地方に重点的に配分すること。

## 4 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、高速鉄道網の整備を進めるべく、地域独自にフリーゲージトレイン導入などによる鉄道高速化の調査を始めており、国としても早急に具体的な取組に着手するなど、整備の実現に向けた進捗を図ること。

## 5 地方空港への航空路線網の維持・拡充

(1) 首都圏をはじめとする大都市圏と地方との航空網の確保による、利便

性と流動性を高め、観光振興や産業振興による地方経済の再生可能な環境を整備すること。

- (2) 今後更なる増加が期待される訪日外国人の地方への周遊性を高めるため、大都市圏及び国際空港から地方への航空ネットワーク構築に併せ、地方空港における国際チャーター便等に柔軟な対応ができるようC I Q体制の一層の整備を図ること。

## 6 港湾の整備促進等

- (1) 中国地方における産業の国際競争力強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。
- (2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備、国負担割合の嵩上げ及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡充を図ること。
- (3) 北東アジアゲートウェイとしての役割を担う日本海側港湾の機能強化は、我が国の国際競争力の強化及び観光立国の実現に寄与することが期待され、特に日本海側における国内海上輸送のミッシングリンク解消は、中国地方の物流の効率化や瀬戸内地域のリダンダンシーの確保などが期待される。  
ついては、中国地方の産業競争力の強化に大きな役割を果たす日本海側拠点港の機能充実・強化を図ること。
- (4) 港湾における観光・交流の拠点強化を図るため、クルーズ船の受入環境改善等の整備とともに、港湾へのアクセスの充実強化を図ること。

平成27年11月6日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

## 防災・減災対策等の推進について（案）

近年の局地化・集中化・激甚化する豪雨により、全国各地で水害や土砂災害の発生が相次いでいる。「平成26年8月豪雨」では、広島・山口両県を中心に発生した土砂災害により、また、「平成27年9月関東・東北豪雨」では、堤防決壊等により、甚大な被害がもたらされている。

被災地の一日も早い復旧・復興に向け、引き続き迅速に災害復旧を図るとともに、これまでの災害や今後発生が想定される南海トラフ地震による大規模災害などを踏まえた防災・減災対策を推進し、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を創り上げていく必要がある。

また、老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが飛躍的に高まるなど、社会資本の安全性や機能の低下が懸念されているところである。

こうした中、国においては平成26年6月に国土強靱化基本計画を閣議決定し、平成27年度予算において、防災・減災対策やインフラ老朽化対策等による「国民の安全・安心の確保」を重点分野に掲げるとともに、平成27年9月に「防災推進国民会議」を立ち上げ、官民を挙げた国民の防災意識の向上を図ることとしており、総合的かつ戦略的な取組が進められようとしている。

中国地方としても、国の動きに呼応し、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する社会インフラの確立等計画的なハード整備に加え、災害の未然防止や災害時の被害を最小限に抑えるため、地域防災力の向上に対する支援といったソフト対策と一体となった効果的な防災・減災対策等を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

### 1 防災・減災対策に係る各種ソフト施策の充実

国民が、防災訓練や防災教室といった防災活動に参加するよう、国を挙げて国民の防災意識の向上に関する取組を強力に推進すること。

また、地方が行う防災知識の普及・啓発、地域防災の担い手となる自主防災組織や消防団等の活動の活性化につながる人材育成をはじめとする取組や、県民へ防災情報を伝達するためのシステムの更新・改修等について、十分な財政措置を行うこと。

## 2 総合的な土砂災害対策の推進について

(1) 昨年の災害では、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所が多数あり、これらの地域においては、地盤の緩み等により、土砂災害がより少ない降雨で発生することが懸念されている。

については、原形復旧のみならず早期に再度の災害防止措置を講じる必要があることから、現在整備を進めている砂防・治山事業などによる被災地の復旧が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

(2) 昨年の豪雨災害を踏まえ、国民の生命と財産を守り、安全・安心で豊かな国土を形成するためには、被災地以外の地域においても、土砂災害防止のための砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や山地災害防止のための治山事業を強力に推進する必要があることから、これら公共事業予算枠の大幅な増額や補助率の拡充等の財政的支援に配慮すること。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る交付金について所要額を確保するとともに、地方の実情に即した配分とするなど、財政的支援に配慮すること。

## 3 災害に強い国土づくりに向けた防災・減災対策の推進について

災害から国民の生命・財産を守るため、道路、河川、砂防、地すべり、急傾斜、農業農村基盤、治山、海岸、港湾等の防災・減災対策を早期に行い国土の強靱化を推進していく必要があることから、次のとおり、これら公共事業予算の大幅な増額や補助率の拡充などを行うとともに、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分とすること。

また、大地震等による被害を可能な限り軽減するためには、建築物等の耐震化を着実に進めていく必要があることから、次のとおり、支援の拡充を図ること。

(1) 治水・高潮対策の推進

近年、全国各地で多発する水害や高潮災害から国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、治水事業及び海岸事業を強力に推進すること。

#### (2) 道路・港湾・空港施設・ため池等の耐震化の推進

大規模な地震災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があるため、道路、港湾、空港等の交通インフラについて、耐震化を推進する地方の取組を支援すること。

また、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震化についても、同様に支援すること。

#### (3) 建築物の耐震化の促進

不特定多数の者等が利用する大規模建築物や地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物については、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体の負担の大きさが課題となっている。

については、耐震改修促進法の改正に伴って必要となる大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震診断及び耐震改修費用に対する国の支援の拡充及び適用期限の延長など更なる支援策を講ずること。

#### (4) 災害に強い道路ネットワークの構築

大規模災害時における緊急輸送道路やリダンダンシーを確保するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの早期解消や地域高規格道路の整備促進、それらを補完する国県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。また、高速道路における暫定2車線区間の早期4車線化や付加車線の早期整備を促進すること。

### 4 気象・火山の監視・予測システムの強化について

#### (1) 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するとともに、XバンドMPレーダーの整備が遅れている山陰地方への早期整備を図るなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準



備情報の提供や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12～24 時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

(2) 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。

## 5 社会資本の適正な維持管理の推進について

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、施設の維持管理に係る国庫補助対象の大幅な拡大や地方財政措置の拡充などを実施し、社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、必要な維持管理を着実に実施できるよう、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即した配分とすること。

平成27年11月6日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

## 地域医療の確保について

超高齢化社会の到来に向けて、医療・介護提供体制の改革が必要であるが、医師・看護職員など医療従事者の不足や偏在が解消されず、地域医療体制は危機的状況にある。

住民が地域で安心して生活するためには、地域医療の確保が必要不可欠である。地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じた実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

### 1 地域医療構想

- (1) 2025年に向けた医療・介護のあり方や地域医療構想の策定の意義について、国民や関係機関に十分に説明し、理解を得ること。
- (2) 地域医療構想で示す2025年の必要病床数は、国が示す一定の仮定の下での試算値である。その試算値をもとに関係者が地域の実情に応じた課題や対応策を議論していくこととなるが、国は、その課題の解決等に向けて、柔軟な制度運用や幅広い支援策を検討すること。

### 2 地域医療介護総合確保基金

- (1) 地域医療再生基金で実施してきた医療従事者の確保対策等については長期継続的な取組が必要であることから、平成28年度以降も地域医療介護総合確保基金により実施できるよう、国は将来にわたり十分な財源を確保すること。
- (2) 将来の地域医療の提供体制を確保していくためには、病床機能の転換のみならず、医療従事者の確保対策や在宅医療の推進が必要な地域もあることから、地域の実情に応じた創意工夫ができるよう、基金の配分に関しては、都道府県の実情を踏まえた配分がなされるよう配慮するとともに、平成26年度と同様に3つの事業区分間の額の調整を都道府県の実情によりできるように認めること。

- (3) 基金の交付決定が遅く、内示を受けるまで基金規模の見通しが立たないことから、円滑な基金事業の実施に支障を生じているため、内示時期を早めるなど基金スキームの見直しを行うこと。
- (4) 地域の抱える課題は地域毎に異なっており、それぞれの地域で、実情に応じた取組が可能となるよう、柔軟な制度とすること。

### 3 地域医療提供体制の充実に向けた継続的な財源措置

医療提供体制推進事業補助金については、年々交付率が低下してきており、事業の執行に重大な支障が出るおそれのある憂慮すべき事態となっている。当補助金は、救命救急センター運営事業をはじめ、周産期母子医療センター運営事業、小児救命救急センター運営事業など、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供するために必要な事業の推進に不可欠なものであることから、事業の安定的な実施のため補助基準額に応じた交付がなされるよう十分な予算額を確保すること。

また、ドクターヘリについては、医師を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果をあげており、特に広域救急医療にとって極めて重要な存在であることから、引き続き必要な財源を確実に確保すること。

### 4 医師の養成・供給システムの見直し

- (1) 医師不足の実態や高齢化の進展などを考慮した今後の医療ニーズの動向などを踏まえ、地域や診療科において必要とされる分野に従事する医師を計画的に養成するとともに、養成された医師を、医師が不足している地域や診療科での勤務に誘導するための仕組みを構築すること。

特に平成29年度に開始される新たな専門医制度の構築にあたっては、医師の地域偏在、診療科偏在を是正するための誘導策を盛り込むこと。

- (2) 地域医療においては、総合的に患者を診る能力を有する医師が特に求められており、そうした医師を養成するため、大学における指導体制やカリキュラムを充実すること。

- (3) 奨学金の貸与を受けた医師や地域枠出身医師が今後増えていくことから、地域の医療機関においても充実した研修が受けられ、キャリアアップを図ることができるよう、研修環境や指導体制の充実に向けた支援策を講じること。
- (4) 大学で一定の医師を確保し、へき地医療機関等へ供給できるよう、大学勤務医師に対する処遇の改善を行うこと。

## 5 医師・看護職員・薬剤師等を支える環境づくり

- (1) 医師不足の地域や診療科の勤務医に対する処遇改善等を図るための支援策を講じること。
- (2) 女性医師の出産・育児による離職を防止するとともに復職を支援し、仕事と育児が両立できるように、必要な財源措置も含めた就労環境の整備・充実を図ること。
- (3) 看護職員や薬剤師の養成、離職防止、再就業促進等の取組に対する財政支援の充実など、地域医療を支える看護職員等の安定的な確保対策を講じること。
- (4) 勤務医・看護職員の過重勤務解消に向け、医療の現状や医療機関毎の役割等について、受療者である国民の理解と協力を得るための広報・啓発を強化すること。
- (5) 介護職の認知度向上・イメージアップや離職防止を図る取組への財政支援の充実など、介護職員の安定的な確保対策を講じること。

## 6 臨床研修制度の見直し

- (1) 制度全般の見直しに際しては、地域医療提供体制の確保のため、地方の厳しい医師不足の現状を考慮し、都市・地方の医師の偏在が解消され

るよう各都道府県の臨床研修医の募集定員の適正化を図ること。

- (2) 大学医学部の地域枠卒業者の地域への定着を図るため、臨床研修病院のマッチング対象定員枠とは別に、都道府県による地域枠卒業者を対象とする定員枠の設定を認めること。

## 7 奨学金制度の運営

大学医学部入学定員枠の拡大に当たり、奨学金制度の創設が義務付けられた。また、自治体によっては独自制度を設け、医師の養成に取り組んでいる。このような奨学金制度の運営に係る経費について、地方財政上の措置を拡充すること。

平成27年11月6日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治	
島根県知事	溝	口	善	兵衛	
岡山県知事	伊	原	木	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦	
山口県知事	村	岡	嗣	政	